

広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（税務WG） 検討結果報告書（要旨）

1. 税務業務の共同処理の現状と課題

道税と市町村税の現況

・道税と市町村税の徴収率は、道税が全国平均を上回っているのに対して、市町村税は全国平均を下回っており、特に、道内市町村は、滞納繰越分の徴収に苦慮している状況にあると考えられる。

（単位：百万円 %）

区分			調定額			収入額			徴収率		
			現年分	滞繰分	合計	現年分	滞繰分	合計	現年分	滞繰分	合計
都道府県税	全国	H21実績	12,311,510	525,735	12,837,245	12,102,844	138,619	12,241,463	98.3	26.4	95.4
	北海道	H21実績	525,471	21,788	547,259	517,194	6,434	523,628	98.4	29.5	95.7
市町村税	全国	H21実績	23,948,441	2,548,513	26,496,954	23,145,161	430,523	23,575,684	96.6	16.9	89.0
	北海道	H21実績	827,822	105,457	933,279	795,192	15,690	810,882	96.1	14.9	86.9

税務業務を取り巻く市町村の状況

【効果的な執行体制の確立】

・地方税の業務の執行にあたっては、専門的な知識、経験やノウハウが不可欠であるが、個々の市町村によって、執行状況や体制が異なり、多くの市町村において、単独では職員の人材確保が困難な状況にある。

【増加する地方税業務】

・納税者の利便性の一層の確保を図るとともに、今後予想される滞納整理や不納欠損処理の業務増などに適切に対応していくことが求められている。

【公平・公正性の確保】

・地方税の業務執行には事務の公平・公正性が不可欠であるが、地方団体間で地方税法や条例等の運用や執行体制に差異がある。

道内における共同処理の現状

【地方自治法に基づく共同処理】

・道内には6地域に特別地方公共団体（一部事務組合、広域連合）の滞納整理組織が設置・運営されており、8振興局管内の78市町村が参画し、滞納整理組織の名義で強制処分を行っている。

	渡島・檜山地方税滞納整理機構	後志広域連合税務課	日高管内地方税滞納整理機構	十勝市町村税滞納整理機構	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	上川広域滞納整理機構
組織形態	一部事務組合	広域連合	一部事務組合	一部事務組合	一部事務組合	一部事務組合
業務開始	平成16年4月1日	平成19年4月24日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成21年4月1日
事務局	渡島合同庁舎内	後志合同庁舎内	日高合同庁舎内	十勝合同庁舎内	釧路総合振興局庁舎内	上川合同庁舎内
参加市町村	渡島・檜山管内 2市16町のうち 1市16町参加	後志管内 1市13町6村のうち 10町6村参加	日高管内全7町参加	十勝管内 全市町村参加 (1市16町2村)	釧路・根室管内 2市10町1村のうち 10町1村参加	上川管内 4市17町2村のうち 8町参加
構成員	事務局長、主査、 係員3名 計5名	課長、係長 係員1名 計3名	事務局長、主査、 係員2名 計4名	所長、副主幹、 係員3名 計5名	事務局長、次長、 係員2名 計4名	事務局長、次長、 係員1名 計3名
対象税目	市町村税（個人道民税含む）、国民健康保険税（料）					

費用対効果

【参考】各徴収組織における平成22年度引受事業の状況

組織略名	滞納引受額	徴収組織引受後／処理効果額①		事前予告効果額②	効果額①+②	参加市町村負担金総額
		収入金額	納税誓約額			
渡島・檜山	268	134	120	14	105	239
後志	157	72	56	16	12	84
日高	251	137	125	12	73	210
十勝	342	120	113	7	103	223
釧路・根室	337	143	106	37	83	226
上川	136	56	44	12	8	64
計	1,491	662	564	98	384	1,046

（単位：百万円）

効果

負担金を大幅に
上回る効果！

【地方自治法に基づかない共同処理】

・東胆振地方税徴収対策本部（任意組織）では、徴税吏員を道と市町村が相互に併任し、家宅などの財産調査を合同で実施。
・併任発令により、道の税務職員が市町村の徴税吏員として、直接滞納処分を実施（5市町）。

共同処理の課題

〔中核となる団体の参加〕

・道内35市のうち、滞納整理組織への参加は2市(帯広、北斗)に止まっており、規模の大きな団体の参加も必要。

〔未設立地域での共同処理組織の設立〕

・人口が少ない振興局地域では、運営コストと回収額が見合わない等の理由により、滞納整理組織の設立に至っておらず、連携を希望する市町村のニーズが満たされていない状況。

〔新たな連携業務の検討〕

・他県等で取組事例のある「家屋評価業務」など新たな連携業務の検討も必要。

〔滞納整理組織設立による徴収技術の向上〕

・機構の目的の一つである市町村における徴収技術の移転・蓄積について、派遣職員の復帰後の人事配置の問題から、十分でない状況。

〔引継ぎ案件の減少傾向〕

・既存の滞納整理組織では、滞納整理が進んだことにより引継ぎ案件が減少傾向にあり、今後、組織のあり方の議論が必要。

2. 共同化の検討

〔法令による制約〕

・税務業務のうち、法令で制約されるもの(条例制定、租税債権の確定、犯則取締など)を除く業務については、共同化が可能。
 ■ 共同化可能な業務→徴収～催告、折衝、差押／課税～課税資料の収集、課税標準の算定、不服審査 等

〔共同化の有効性〕

・税務業務は、専門性が高く、共同化によるスケールメリットや住民サービスの向上が期待でき、共同化は有効であると考えられる。

〔共同化による効果〕

・共同化を行う業務について、徴収業務と課税業務に区分し、共同化を行う効果について一定の整理をすると次のとおりである。

徴収業務	課税業務
○ 公平・公正な滞納整理の促進	○ 重複業務の整理による事務効率の向上
○ 徴収率の向上	○ 共同化による市町村間の評価の公平性の向上
○ 職員の専門性の向上	○ 不服申立に対する審査体制の充実
○ 督促状の一括作成、外注等による事務効率の向上	

3. 有効と考えられる当面の取組み

既存の共同処理組織について

道内では、税務業務の共同化の取組みが一定の成果をあげているが、例えば滞納整理組織については、市町村から引き継ぐ案件が減少しているほか、一部、回収額が負担金を下回る事態も生じてきているなど、今後の「あり方」についての検討が必要となってくることも考えられる。また、今後は評価業務の共同化についての検討を行うことも有効であると考えられる。

区 分	内 容
引受け事案の拡大	既存共同処理組織の引受案件の減少・小口化に対応するため、これまで原則として引受けていない徴収困難案件以外の市町村税の滞納繰越分、現年分、さらには、公共下水道使用料や介護保険料など滞納処分可能な税外債権を対象とするなど、引受け事案の拡大の検討が有効と考えられる。
滞納整理組織職員と市町村職員の併任	滞納整理組織職員と市町村職員の短期併任を行い、当該市町村において両者が協働し、集中的な滞納整理を行うことを通じて、市町村の技術の向上を図ることが有効と考えられる。
派遣道職員の活用	滞納整理組織へ派遣された道職員が、集合研修やOJTの機会を通じ、これまで以上に、滞納整理のノウハウを市町村職員に円滑に移転するよう努めることが必要である。
課税関連業務の共同処理	道と市町村が連携して、一定規模以上の家屋の評価を一元的に実施することにより、効率的な評価体制を整えるとともに、滞納整理組織に派遣される市町村職員が評価スキルを習得し、市町村の評価ノウハウの向上を図ることが有効と考えられる。また、固定資産評価審査委員会の業務の共同化の検討も有効である。

未設置地域などについて

道内では、6つの滞納整理組織に8振興局の78市町村が参画している一方、滞納整理組織が設立されていない地域においても、共同処理を希望している市町村も多く存在し、更なる連携、共同化に向けた取組みを検討していくことが有効と考えられる。

区 分	内 容
新たな共同化の実現	共同処理に向けた動きのある地域を中心に、滞納整理組織の設置も視野に入れ、滞納整理のあり方について検討する。 また、将来的には、地方自治法の改正により可能となった「行政機関等の共同設置」の活用や道職員と市町村職員や市町村職員間の併任方式の取組みを推進することも有効である。
既存の滞納整理組織への参加	既存の滞納整理組織の理解のもとで、希望する市町村が新たに参加することも、滞納整理組織の規模の拡大を図り、スケールメリットを高めることができる。

その他有効と考えられる取組み

区 分	内 容
軽自動車税申告書の電子データ化	(社)全国軽自動車協会連合会札幌地区事務取扱所などから市町村に紙ベースで提供される軽自動車税の申告書データの電子化を進め、市町村の業務の効率化を図ることが有効であると考えられる。
合同研修の拡大	滞納整理などの先進事例の研修の機会を確保していくとともに、市町村の税務職員の人材育成のための基礎的な研修を行っていく必要があると考えられる。

4. 将来に向けた展望

オール北海道による共同化の検討

共同処理による効果を最大限に発揮させるためには、将来的には、より大きなエリアでの共同処理体制を構築していくことが有効であると考えられることから、地方税業務の共同化にオール北海道として取り組んだ場合の組織体制や業務内容(イメージ)について概括的に整理したものであり、今後、そのあり方などについて、詳細に検討していくことが必要。

〔組織のあり方・形態〕

・道と市町村の連携を考慮した場合、広域連合が効果的な組織形態であり、徴収業務にとどまらず、地方税全体の効率化を目指すことが望ましい。

〔組織体制と業務内容(イメージ)〕

- ① オール北海道(一元集約)の共同処理が適当な業務
スケールメリットのある業務、専門性の高い業務、一元的に処理することが最も効果的かつ効率的な業務
- ② 地域単位での共同処理が適当な業務
共同処理が効果的かつ効率的な業務で、現場と密接に関わる業務
- ③ 市町村単位での処理が適当な業務
住民と接しながら処理することが相応しい業務や市町村長が名義人として行うべき業務